

●香川県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成30年8月27日	せお歯科クリニック	東かがわ市白鳥字田高田134番地6
平成30年9月1日	医療法人社団 青田歯科	さぬき市志度418番地5
平成30年9月1日	みどりの歯科医院	坂出市寿町1丁目2番6号
平成30年9月1日	医療法人社団 百寿会 つるわクリニック	さぬき市津田町鶴羽570番地1